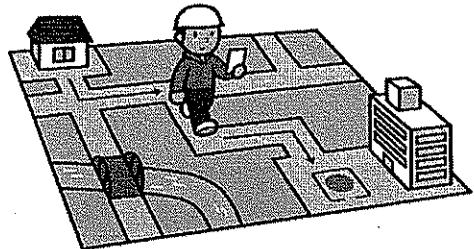


# 住民避難計画の概要 (案)

## 原子力安全対策PT



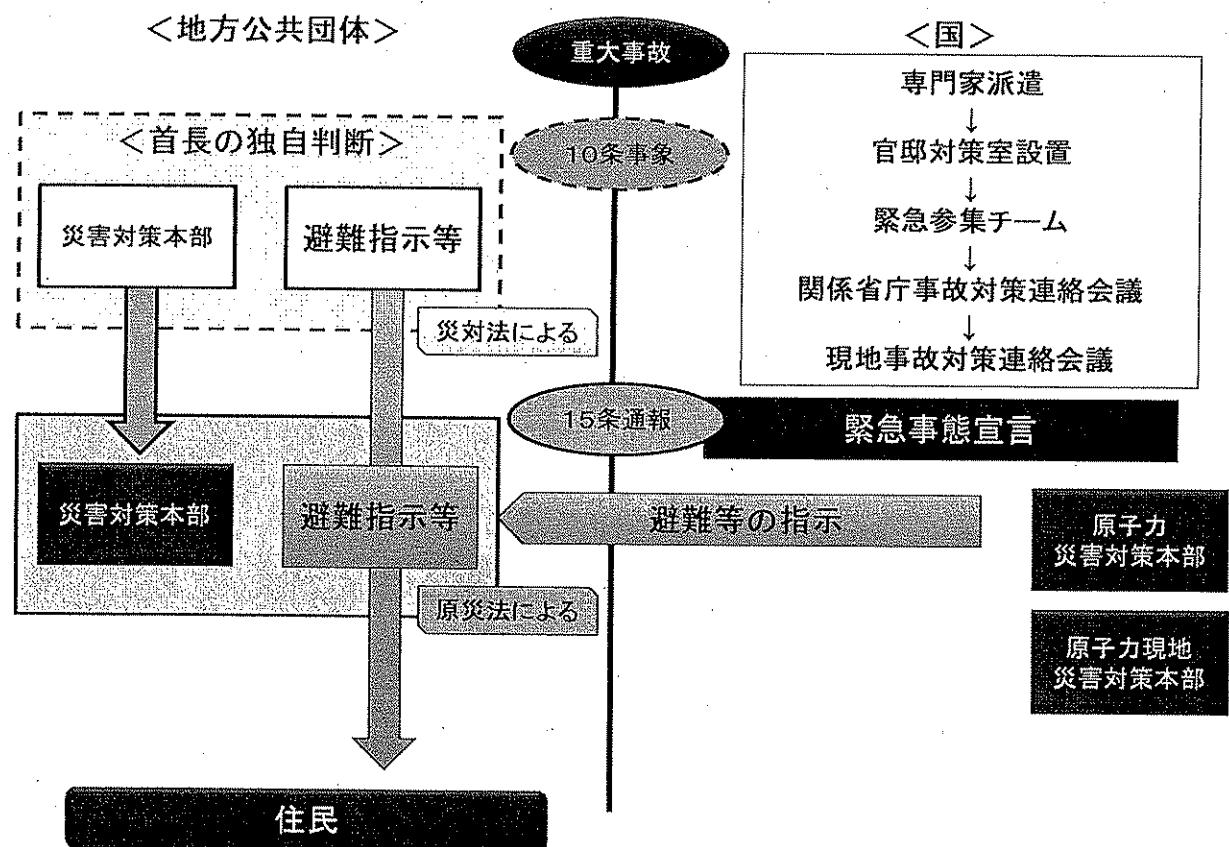
### 1. 計画で想定する状況

- 特定の不測事態を想定せずに、何らかのプラント事故により、UPZ内の住民避難が必要になったと想定する。
- ただし、複合災害を考慮し、国道431号が使用できない条件を設定する。

### 2. 方針

- 県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣等の避難指示等に基づき、防護対策として避難等(避難、退避)を実施する。この際、災害時要援護者に配慮する。
- 避難指示に当たっては、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により(避難できない、車内に閉じ込められる)、住民が被ばくする危険性を防止する。

### 3 避難の要領①「避難指示」



### 3 避難の要領②「避難の形態」

○屋内退避(コンクリート屋内退避)

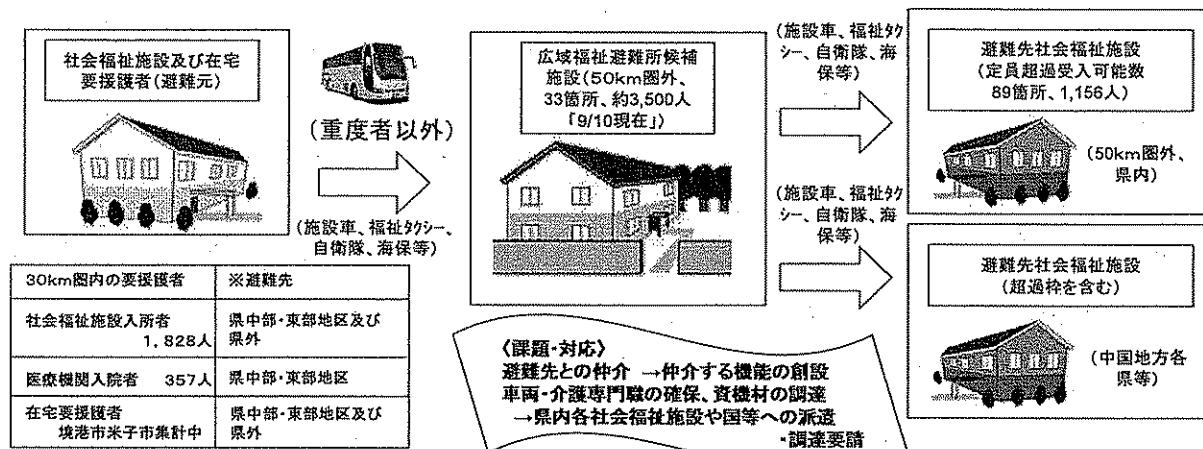
○市町村境界を超える避難 ⇒

○県境界を超える避難 ⇒

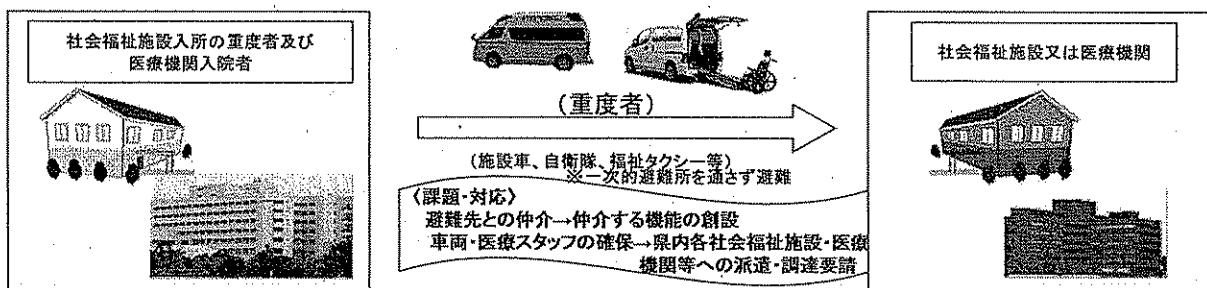
避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
○ 境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.6万人
○ 米子市	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約2.9万人
○ 松江市の一帯	西伯郡、日野郡	約1万人(受入可能)
○ 安来市の一帯	若桜町、智頭町	約5千人(受入可能)



### 3 避難の要領③「災害時要援護者の避難」



#### 全般的に島根県、避難元市(米子市、境港市)との調整が必要



### 児童生徒避難①

#### 【基本方針】

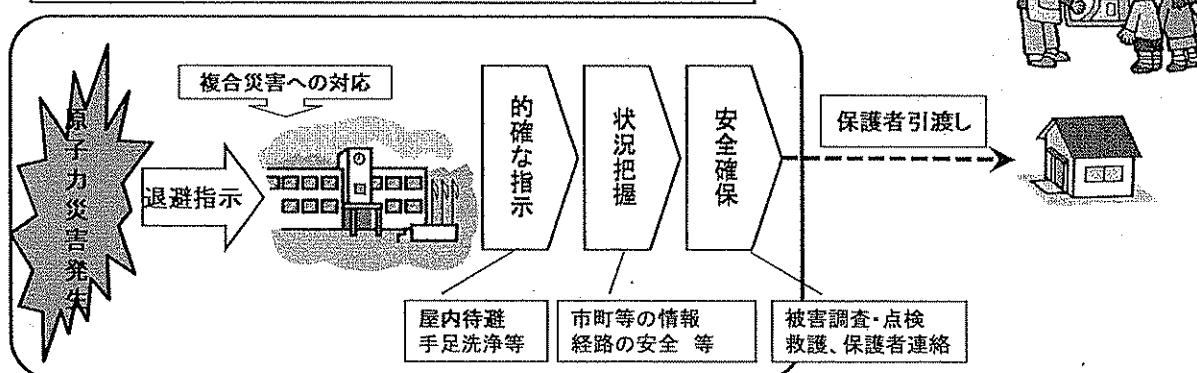
○原子力災害発生後、児童生徒の安全を最優先に対応し、的確な状況判断のもと最終的に保護者に確実に引き渡す

- 〈想定〉 ○EAL発動による即時避難が求められる場合
- OIL発動による段階的避難が求められる場合
- 複合的に発生する地震、津波等の対応が最優先

#### 〈行動の判断基準〉

- 屋内退避指示・コンクリート屋内退避指示  
→屋内退避後、保護者へ連絡・引き渡す
- 避難指示  
→学校単位での避難を優先(避難先で保護者に引き渡す)

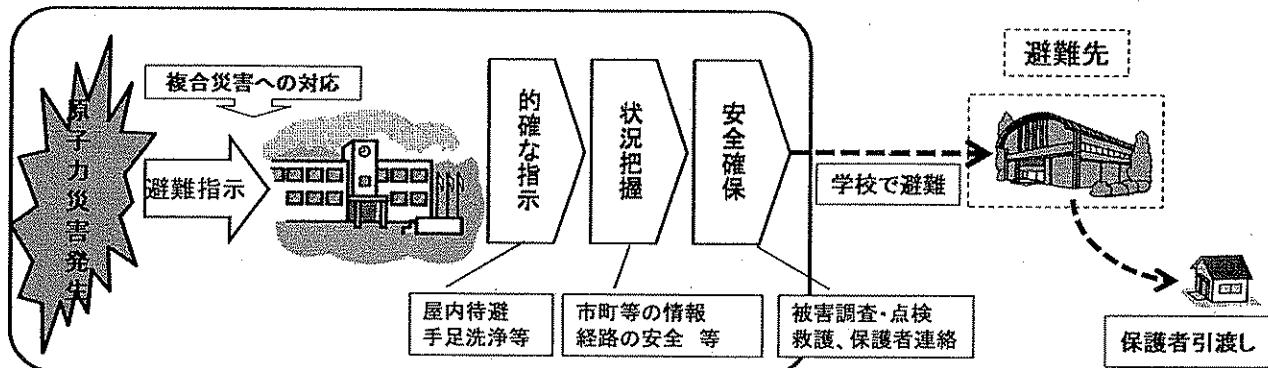
#### (1) 屋内退避・コンクリート屋内退避指示の場合



## 児童生徒避難②

### (2) 即時避難の場合

在校時、登下校時等生徒の状態に応じた対応



\* 在校時、登下校時等生徒の状態に応じた対応を想定

\* 地震、津波など複合的な災害の場合、原子力災害に伴う避難

指示と連携した 対応

\* 小・中学校は全体の避難スキームと避難経路が重複するため、

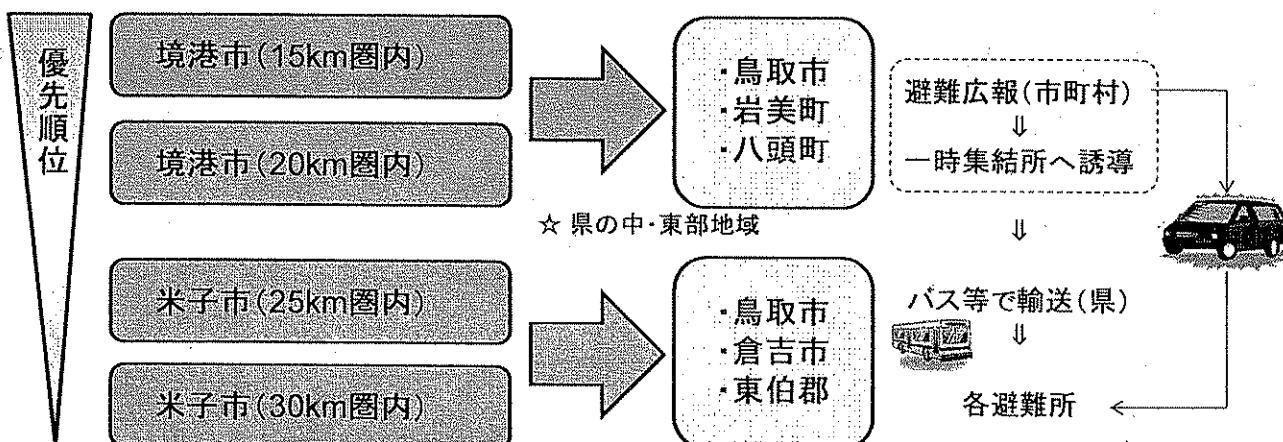
早期に保護者への引き渡しが可能

## 4 避難誘導等

★島根県内のPAZ避難等と連携して県内避難を実施

<避難元>

<避難先>



★優先避難者

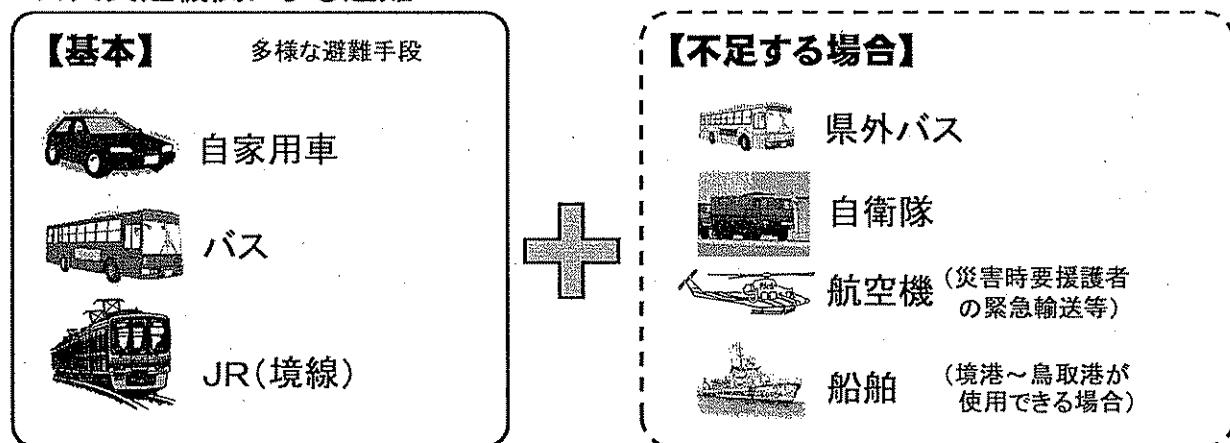
乳幼児、小児(未就学児)、妊婦

★災害時要援護者

一般住民との避難の重複は避ける。早期避難を検討

## 5 避難手段

- 自家用車による避難のほか、自家用車利用ができない住民等はバス、JR等公共交通機関による避難



現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用車、バス、JRを使用した避難の可能性を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難手段の最適な組み合わせの検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 避難時間推計シミュレーション</li> <li>→ 避難行動の実態調査(訓練、アンケート等)</li> </ul> </li> <li>○実際に自家用車を利用をしないで、一次集結所に集合する住民数の把握</li> <li>○公共交通機関の使用の可能度</li> </ul>

## 6 避難経路

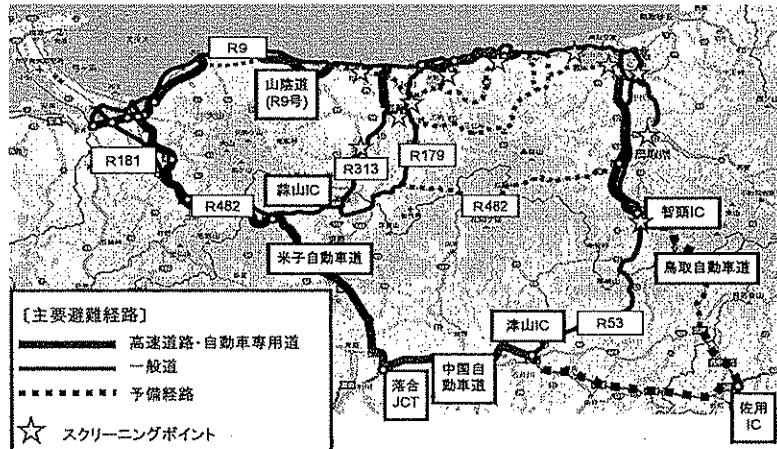
### 【自家用車・バス】

- 3主要避難経路沿い  
(国道9号、米子自動車道、中国自動車道)

### 【JR】

- 境線

- 山陰線：米子駅～「倉吉駅・鳥取駅」



現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○予備経路の選定と保守整備(除雪を含む)の優先順位を調整中</li> <li>○スクリーニングポイント(調整中)を当面の前進目標として設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①UPZ圏内及び主要経路への合流点付近の交通規制           <ul style="list-style-type: none"> <li>→緊急輸送ネットワーク</li> <li>→道路交通管理体制</li> </ul> </li> <li>②避難支援所の設定及び支援内容(飲料水、食料、燃料、警備等の車両整備等)</li> <li>③JR西日本、NEXCO西日本との調整</li> </ul>

## 7 広域避難所運営

広域避難者 約8万人  
(境港市・米子市・島根県)

県営施設(27箇所) 約2万人

市町村施設(258箇所) 約6万人

「広域避難所運営計画」を24年3月に概成  
(各業務担当課がより具体的な運用マニュアル等を作成中。)

職員動員計画  
→ 県営避難所ごとの動員計画を作成中  
(人事企画課)

生活物資及び食糧の供給計画  
→ 協定締結業者の増について手続き中  
(くらしの安心推進課、生産振興課)

物資輸送計画  
→ 9月中旬に素案作成予定  
(経済通商総室)

ボランティア受入れマニュアル  
→ 完成  
(鳥取力創造課)

ペット対応マニュアル  
→ 9月中旬に素案完成予定  
(くらしの安心推進課)

各学校の防災マニュアル  
→ 避難等指針を9月中旬に各県立学校・各市町村教委・私立学校(30Km圏内)に発出予定  
(県教育委員会)

### 【広域避難所運営計画の修正作業(現在実施中)】

#### ○市町村営避難所の運営計画との連携

現計画について、各市町村に意見照会中  
※特に全県で統一すべき運用、手法の抽出  
(避難者情報の収集・伝達、食糧・物資の調達・配達など)  
県計画に反映し、市町村版計画の標準例を提示

#### ○避難所で使用する運営マニュアルの作成

県営施設の設備、備品等の状況を調査(とりまとめ中)  
↓  
避難所運営マニュアル(標準例)を作成  
(市町村にも参考として提示)

#### 【課題・対応】

◆1 避難者受入マッチング終了後の状況変化に伴う避難所の不足

○スクリーニング会場、災害時要援護者対策本部への転用等  
→避難者受入マッチング計画の調整が必要

◆2 避難所の設備、備品などの確保

○各県営避難所施設の設備・備品、駐車スペース等を調査  
→想定する避難者数と空き合わせて対応を調整  
・不足する設備、備品の配備等の対応  
・駐車場スペースが不足した場合の対応

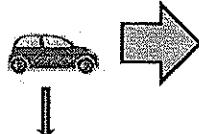
## 8 被ばく医療①(スクリーニング)

### 【スクリーニング実施方針】

- 避難住民の安心・安全を確保するため、全員を対象に体表面の放射性物質による汚染の有無を確認し、必要に応じて除染を行う。
- スクリーニングは、短時間に効率的に行う。
- 平時から専門家等に相談できる体制を確保し、発生時の迅速な対応に備える。



#### スクリーニング会場



- ① 受付 → ② 1次スクリーニング → (レベル以上) → ③ 除染  
(レベル以下) → 終了
- ④ 2次スクリーニング → (レベル以上) → → → 2次被ばく医療機関へ  
(レベル以下) → 終了



傷病のある方



- 検査マニュアル素案作成(各福祉保健局からの意見取りまとめ中)
- スクリーニング会場の選定(11カ所+α)

#### 【課題・対応】

- 県民への普及啓発 → 防護対策、自己除染の方法等について広報
- スクリーニング実施者の確保 → 放射線技師会等関係機関への協力要請  
→ 県職員への測定方法研修

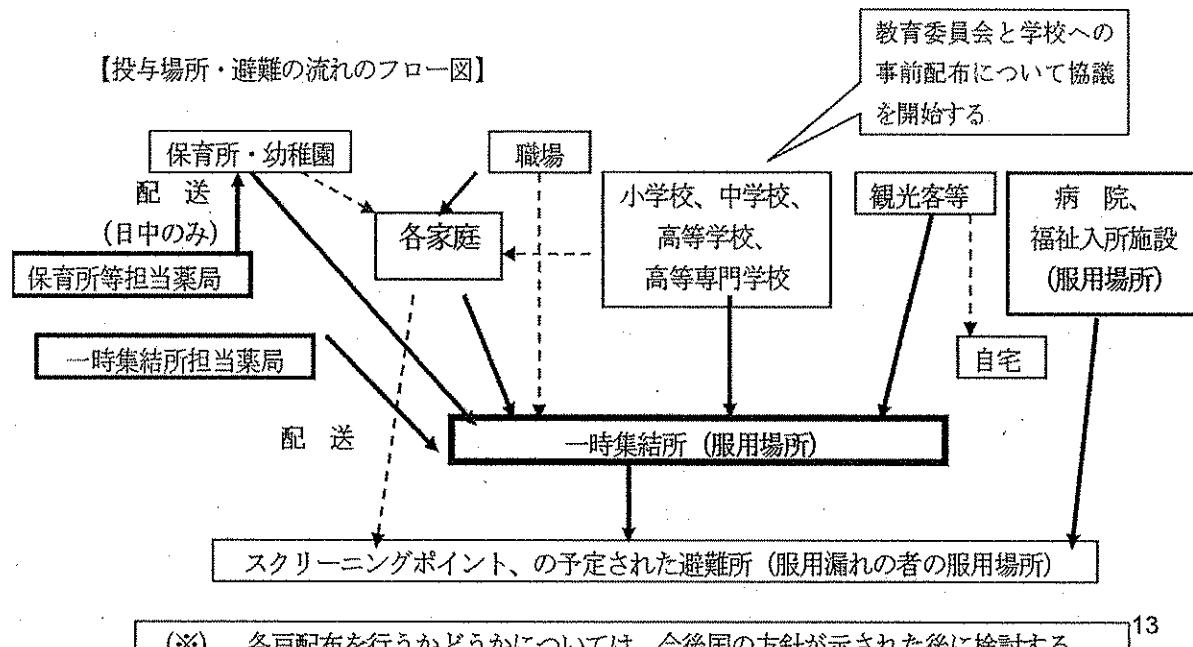


初期被ばく医療機関へ

## 8 被ばく医療②（安定ヨウ素剤その1）

### 【現状】

- ① 安定ヨウ素剤内服液の調剤業務について、薬剤師会（UPZ圏内対応）、病院局（東部、中部対応）と基本合意済み
- ② 学校への安定ヨウ素剤の事前配布について調整を開始する。



## 8 被ばく医療③（安定ヨウ素剤その2）

### 【備蓄及び服用場所：主に一時集結所経由の者対応用】

- 小学生以上の者が服用する錠剤
  - ・ まず、一時集結所及び福祉入所施設・病院で服用することとし、そこに備蓄する
  - ・ UPZ圏内の学校に事前配布し、そこでの服用できるよう調整を開始する
- 乳幼児が服用する安定ヨウ素剤内服液調剤用のヨウ化カリウム粉末等
  - ・ 一時集結所対応調剤拠点薬局を米子・境港市内に5カ所設定
  - ・ 1人用の容器に小分けして準備し、避難途中での服用や自家用車避難者の保護者が取りに来ることを予定
  - ・ 保育所・幼稚園対応調剤拠点薬局を薬剤師会と選定中

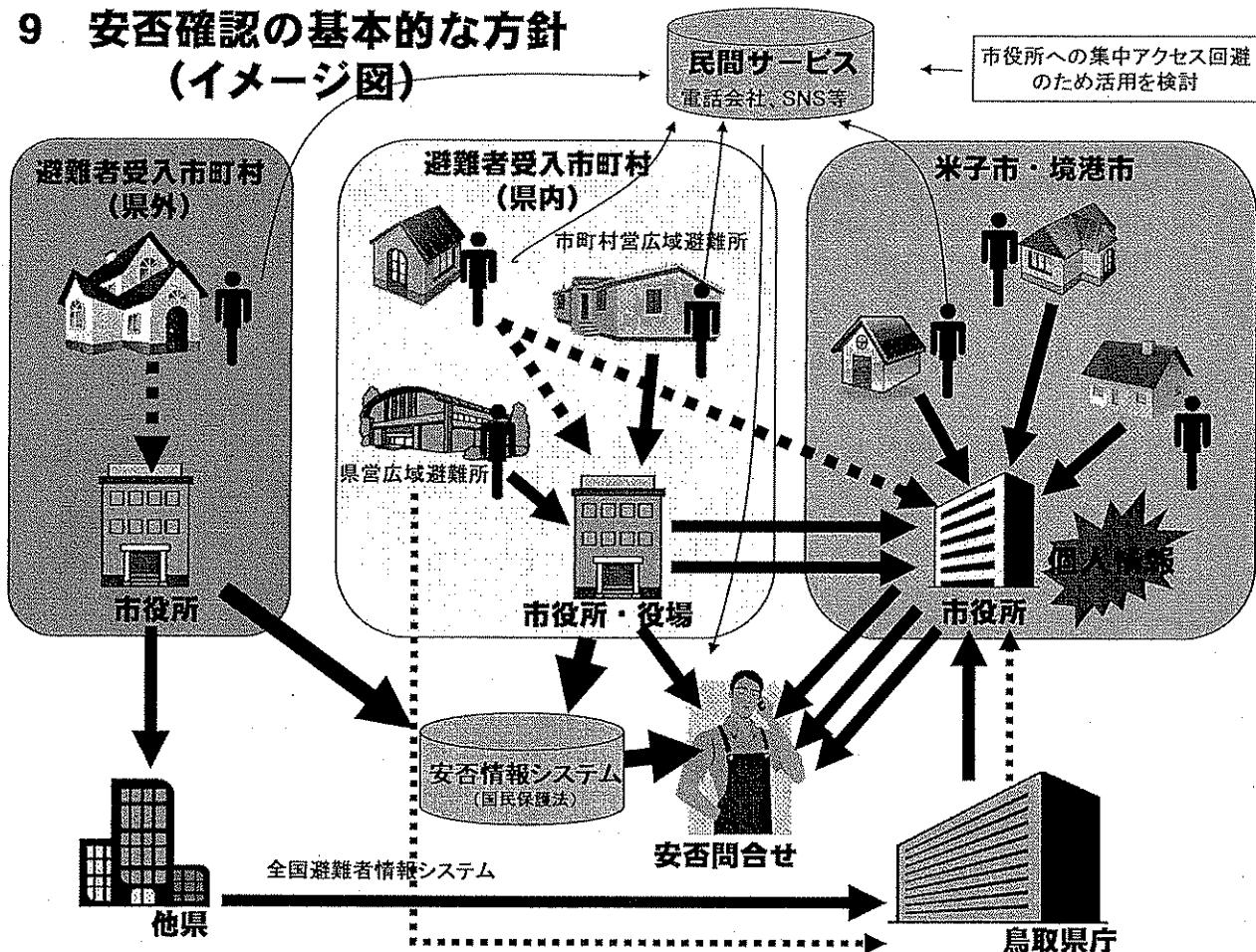
### 【備蓄及び服用場所：自家用車避難者対応用】

- 錠剤、ヨウ化カリウム粉末、調剤器具とも県立病院に備蓄
  - ・ 調剤は県立病院薬剤師が行う。(5リットル大型タンクへの準備まで)
  - ・ スクリーニング会場(服用指示の出され方によっては、除染時の放射線レベルで服用の可否が判断される場合もある)へ配達しそこで服用(乳幼児はスポットにより服用)
  - ・ スクリーニング会場以外にも避難者全員に服用が必要な場合に備えヨウ素剤投与ポイントの設置を検討する。

### 【留意点・課題など】

- 安定ヨウ素剤の副作用や妊婦や子供(原子力安全委員会資料などから、18歳以下と定義すべきと考える)を考えると、まず避難を最優先とすべきで連続投与は避けるべき。

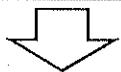
## 9 安否確認の基本的な方針 (イメージ図)



### 安否確認(安否情報の収集・提供)

#### <作成フロー>

【済】H24年7月・8月  
○市町村との意見交換 → 方針の確認



H24年12月  
○県:安否情報収集・提供指針(案)  
○市町村:安否情報収集・提供マニュアル(案)の作成



H25年1月  
○指針・マニュアル(案)の検証

#### <具体的な内容、作業など>

安否確認の基本的な方針(案)を作成。市町村と意見交換  
基本的な方針(案)のイメージ図は前頁のとおり  
7月24日 米子・境港市と個別に意見交換  
8月29-30日 全市町村と意見交換

方針に基づき、安否確認に係る具体的項目を検討・決定  
・安否情報収集・提供の主体、役割分担、ルート等  
・安否情報収集・提供の時期  
・安否情報収集・提供の手段、方法、システム  
・安否情報の内容、項目 など  
7月24日 米子・境港市に指針(たたき合)を提供、意見交換  
10~12月 市町村担当会議等予定

訓練等 → 検証 → 検証結果反映

H25年3月  
○指針・マニュアルの概成、運用開始

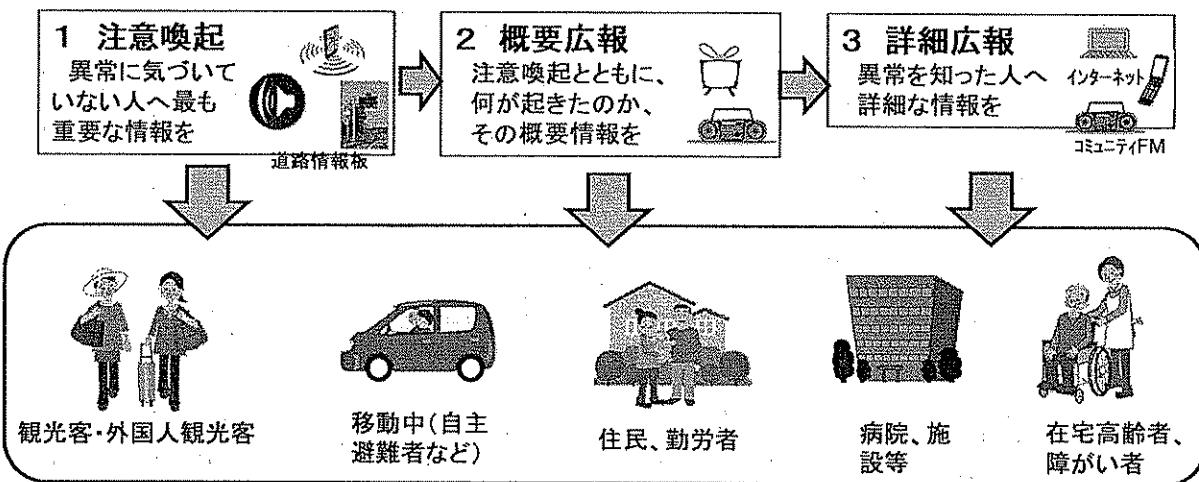
安否情報収集・提供指針・マニュアル概成・公表  
→ 県内における安否情報収集・提供体制完成

H25年度～  
○指針・マニュアルの継続的修正

・訓練や検証作業を通じた問題点の発見  
・PDCAサイクルを通じた持続的な改善、見直し

## 10 広報①

- ・3段階の広報を様々な媒体を用いて、漏れのない広報を実現
- ・必要とされる情報を整理し、提供



### 課題

#### ➤ 観光客、外国人への広報手段の確立

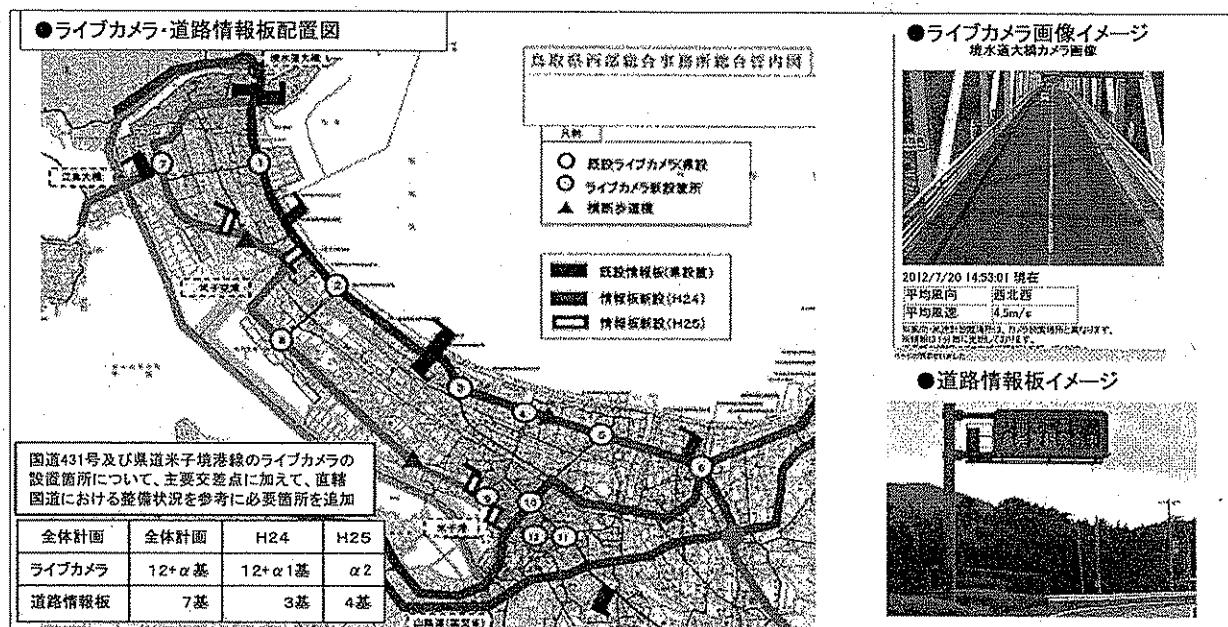
- 移動中や多国語での対応をどうするか

#### ➤ 広報すべき情報の入手経路の確立

- 段階避難が行われる中、どの段階で、何を伝えるか
- その情報はどこが調整するか
- 国(OFC)、市町村等との連携、役割分担

## 10 広報②

### ■ライブカメラ・道路情報板の設置

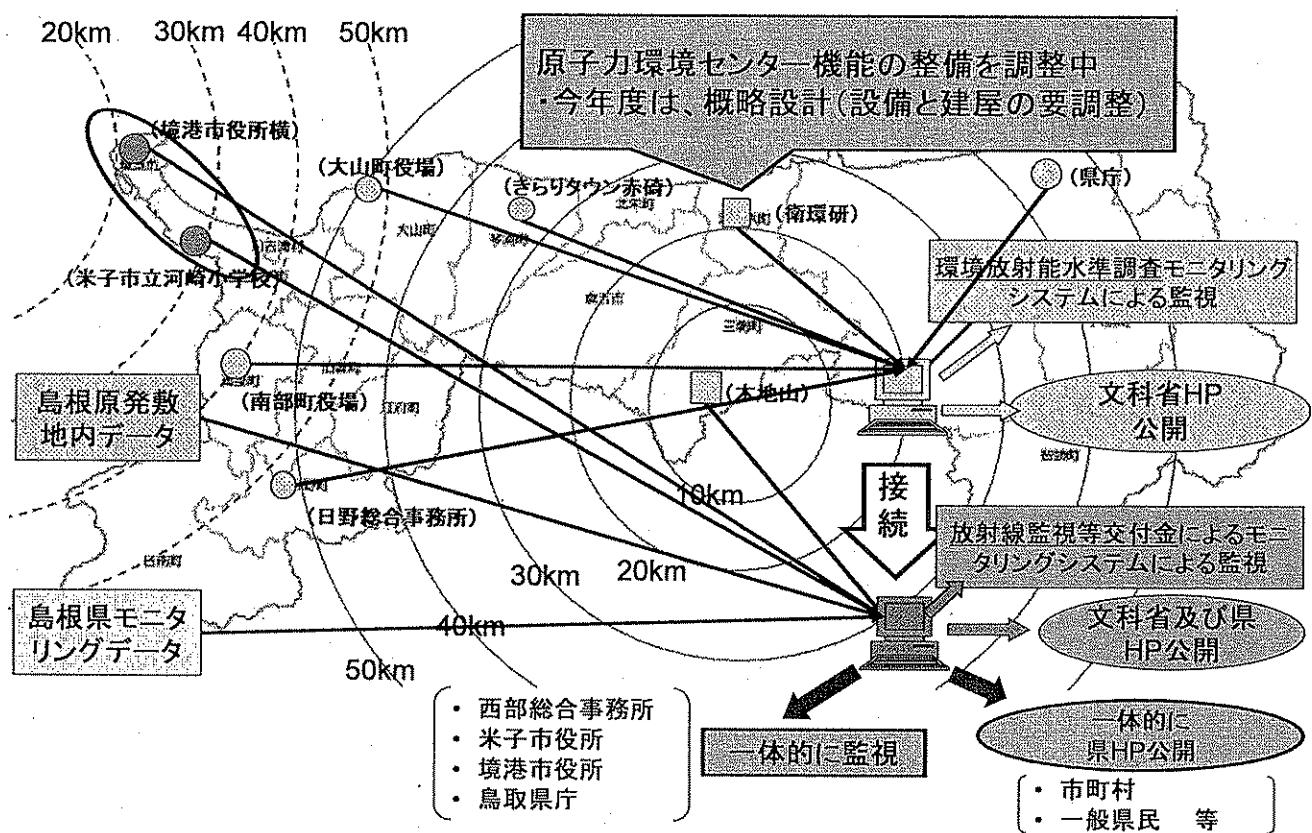


- マニュアル(道路情報収集・提供、応急復旧)作成
- 建設業協会等の応援体制

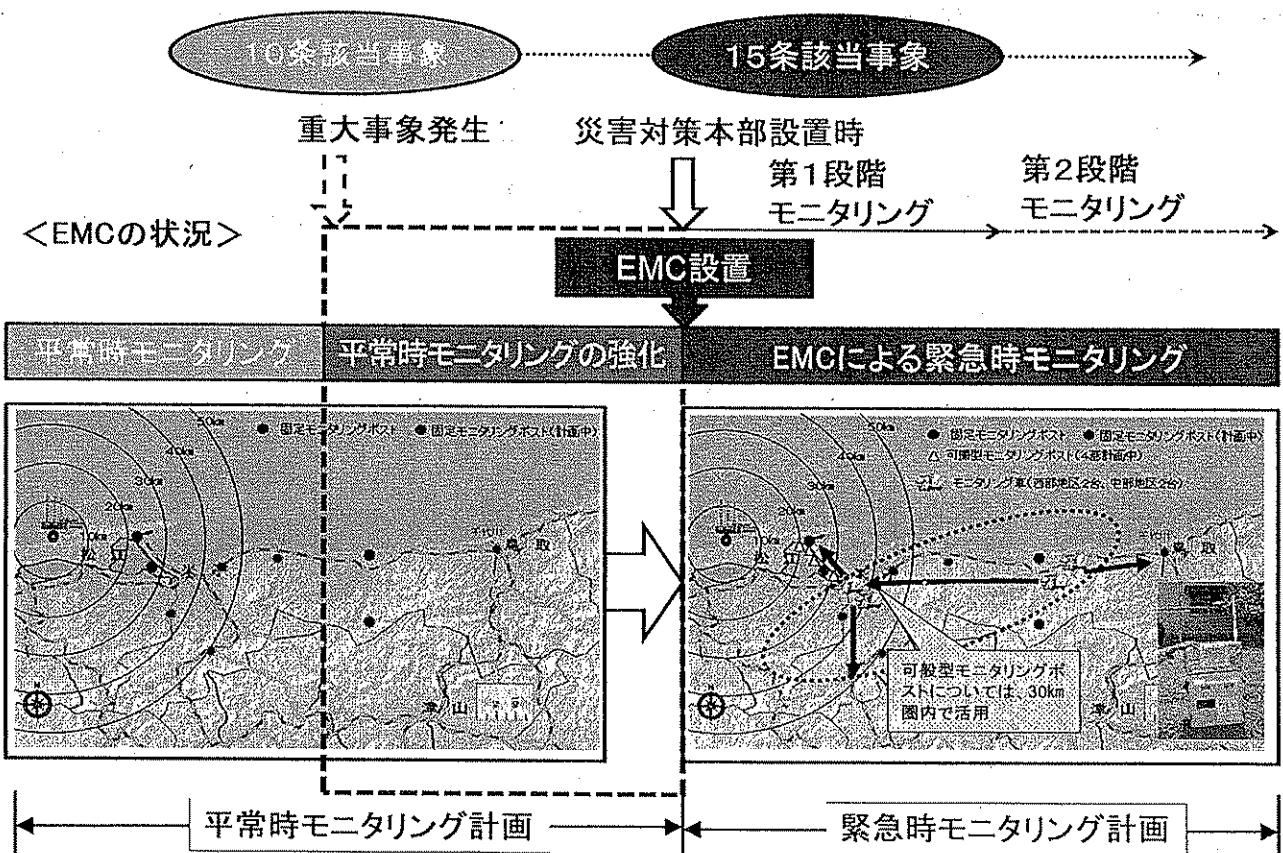
連携  
↑  
他の道路管理者等

→  
●道路情報等の収集・提供  
●支障箇所の早期交通開放

## その他「モニタリング」



## 緊急時モニタリングセンター(EMC)の設置①



## 緊急時モニタリングセンター(EMC)の設置②

島根原子力発電所において重大事故が発生した場合に、放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリングセンター(EMC)を附属機関として生活環境部内に設置し、モニタリングの一元化を図る。

